

京都市上下水道局告示第15号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年7月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名等

京都市山科区勸修寺東金ヶ崎町67番地

株式会社 日下設備

2 変更事項 (代表者の変更)

日下征二から日下昌浩に変更

(上下水道局下水道部管理課)